

# 1. 地域コミュニティ推進計画概要

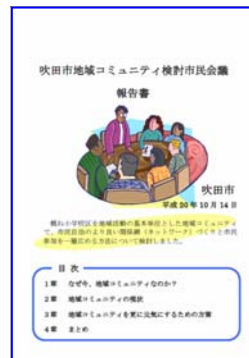
## (1) 地域コミュニティ推進計画の策定経過

本市は、このほど地域コミュニティの推進に関する施策のあり方を1年間にわたってご検討いただいていた「吹田市地域コミュニティ検討市民会議（以下、検討市民会議）」より、地域コミュニティの推進に関する報告書をいただきました。

これは、地域活動の基本単位となるコミュニティエリア（概ね小学校区を想定）で、「市民自治による自立のまちづくりをさらに進めるための地域コミュニティの構築」について、実際に地域活動をされている市民を中心に意見を求めるため開催したものです。

同報告書の中では、地域コミュニティの抱える課題や、課題解決に向けての方策についてご議論された結果を、「地域コミュニティを更に元気にするための方策」としてまとめていただきました。

本市は、検討市民会議でいただいた意見をもとに、本市の推し進める「みんなで支えるまちづくり推進機構」の担い手の1つである「地域」の活性化を図るため、「地域コミュニティ推進計画」を策定し、地域コミュニティ活動を支援していきます。



地域コミュニティ検討市民会議の報告書は、吹田市のホームページから見る您可以通过。 <http://www.city.suita.osaka.jp/kakuka/kyodohureai/kyoudoumati/tiikikomyunitiken-tousiminkaigi.html>

## (2) 地域コミュニティ推進計画の策定根拠

地域コミュニティ推進計画は吹田市自治基本条例第24条第2項に基づきます。

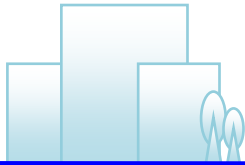
### 吹田市自治基本条例（第8章 コミュニティの尊重等）

#### 第24条

第1項 市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。

第2項 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

<http://www.city.suita.osaka.jp/library/kobo/shiminjichi/page/011882/upload/>



### (3) 地域コミュニティ推進計画の主旨

近年、家族形態の核家族化・個人化や生活様式・価値観といったライフスタイルの多様化に伴い、住民相互の連帯意識の希薄化が懸念されています。

言葉を変えれば、近所同士で助け合わなくても行政サービスやお金を使って解決できることが増えた結果、近所付き合いをわずらわしいと思う人もいます。

しかし、災害や犯罪などの非常時や、病気・怪我・高齢化などにより自分が元気でなくなってしまった場合には普段からの近所付き合いがないと途端に不便に感じるが多くなるのではないのでしょうか。

地域コミュニティ検討市民会議の報告書でも①大規模災害時のような「いざ」というときのため。②犯罪に対する「抑止力」としての効果。③「知り合い」づくりで日常生活をより快適に過ごすため、としてコミュニティの必要性を求めています。

地域全体を見た場合、少子高齢化の進展に伴い、地域のニーズや、活動の主体者となる年齢層が変化しています。

また地域の防犯・防災・福祉・環境といった地域課題も複雑多様化しており、個人や家族、また個別の地域団体や行政だけで解決しようとしても限界があります。

そのため、地域内部や地域と行政の関わり方に関してもより多様な形態が必要で、検討市民会議の報告書にも、「本当は無関心ではない人への呼びかけ」、「組織運営のあり方」、「地域諸団体の連携について」、「地域と行政の関わり方について」の方策が示され、行政内部の問題についても縦割り問題の解消や、地域窓口の強化、職員がもっと地域と関わるよう指摘されています。

本市として、検討市民会議報告書の内容をしっかりと受止め、市民の安心・安全を守るという行政としての使命はもとより、市民一人ひとりが住みよいまちとなるよう努めるとともに、自治基本条例に定める「コミュニティの尊重等」に従い、地域のコミュニティそれぞれの役割を尊重しながら、その活動を支援していきます。